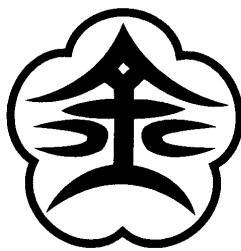


令和 7 年度

## 事 業 概 要

( 令和 6 年度 統計 )

金沢市食肉衛生検査所



## 金沢市民憲章

金沢を愛するわたくしたちは、兼六園の四季のいろどり、犀川  
・浅野川の清い流れ、山や街の豊かな緑、かおり高い伝統文化を  
誇りとし、希望と活力にみちたはたらく基盤と、創造性あふれる  
教育・文化の華さくまちづくりにつとめます。

1 ひらこう 世界と未来に 心の窓を

1 めざそう いきいきと明るい くらしの創造を

1 まもろう 美しい心と ふるさとの自然を

1 つなごう みんなの力で まちづくりの手を

1 きずこう 個性ゆたかな あすの金沢を

# 目 次

## 第1章 食肉衛生検査所の概要

1. 沿革	1
2. 組織機構	2
3. 職員の構成	2
4. 食肉衛生検査所長への委任事務	3
5. 分掌事項	3
6. 職員の給与調整	4
7. 諸手当	4
8. と畜検査手数料	5
9. 事業費	5
10. 食肉衛生検査所の平面図	6
11. 主要検査設備一覧	7
12. 主要検査備品一覧	8
13. 石川県金沢食肉流通センター利用料金一覧	10

## 第2章 食肉検査事業

1. 検査業務フローチャート	12
2. と畜検査の概要	13
3. 食品衛生関係	24
4. 衛生対策関係	26
5. 食肉検査結果のフィードバック事業	27

## 第3章 調査及び研究

1. 研修会一覧	29
----------	----

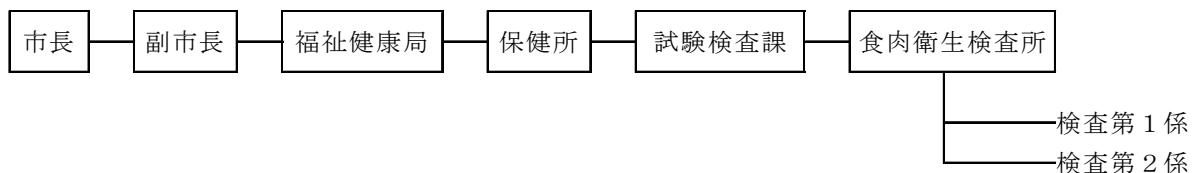
# 第1章 食肉衛生検査所の概要

## 1. 沿革

- 昭和 28 年 と畜場法が公布される。
- 昭和 34 年 金沢市営と畜場が金沢市西金沢町に新設される（中央保健所所管）。
- 昭和 53 年 金沢市才田町に石川県金沢食肉流通センターが新設され（泉野保健所所管）従前の金沢市営と畜場は閉鎖となる。
- 昭和 54 年 所管変更に伴い、泉野保健所から元町保健所に移管される（獣医師 4 名）。
- 昭和 55 年 機構改革に伴い、元町保健所衛生指導課食肉検査室が設置される（室長以下獣医師 6 名）。
- 昭和 59 年 獣医師が 1 名増員される（室長以下 7 名）。
- 昭和 62 年 機構改革に伴い、食肉検査室が元町保健所衛生指導課から保健公害部衛生検査課に移る。
- 平成 2 年 名称変更に伴い、食肉検査所となる。
- 平成 3 年 保健公害部が保健環境部に改称される。
- 平成 4 年 獣医師が 1 名増員され、所長以下 8 名となる。
- 平成 5 年 獣医師が 1 名増員され、所長以下 9 名となる。
- 平成 8 年 機構改革に伴い、保健環境部から福祉保健部となり、食肉検査所は衛生検査課から保健衛生課に移る。
- 平成 9 年 獣医師が 1 名増員され、所長以下 10 名となる。
- 平成 12 年 機構改革に伴い、食肉検査所が保健所生活衛生課に移る。食肉検査所庁舎が新築、移転する。
- 平成 13 年 獣医師が 1 名減員され、所長以下 9 名となる。10 月から、BSE 全頭検査を開始する。
- 平成 14 年 機構改革に伴い、食肉検査所が食肉衛生検査課となる。獣医師が 3 名増員され、課長以下 12 名となる。
- 平成 15 年 機構改革に伴い、食肉衛生検査課が食肉衛生検査所となる。
- 平成 16 年 獣医師が 2 名増員（内 1 名兼務）され、所長以下 17 名（非常勤 3 名含）となる。
- 平成 17 年 機構改革に伴い、福祉保健部から福祉健康局となり、健康推進局から健康推進部となる。
- 平成 19 年 所長以下 16 名（非常勤 2 名含）となり、獣医師 15 名となる。
- 平成 23 年 11 月から、石川県金沢食肉流通センターでと畜される牛肉の放射性セシウム全頭検査を開始する。
- 平成 24 年 機構改革に伴い、福祉健康局から保健局となり、食肉衛生検査所が試験検査課に移る。所長以下 15 名（非常勤 2 名含）となり、獣医師 14 名となる。
- 平成 25 年 7 月から、BSE 全頭検査を廃止し、検査対象月齢を 48 か月齢超とする。
- 平成 27 年 獣医師が 1 名増員（兼務）され、所長以下 16 名（非常勤 1 名含）となり、獣医師 15 名となる。9 月末日で食肉衛生検査所による放射性物質のスクリーニング検査を終了する。
- 平成 28 年 所長以下 15 名（非常勤 3 名含）となり、獣医師が 14 名となる。
- 平成 29 年 獣医師が 1 名減員され、所長以下 14 名（非常勤 2 名含）となり、獣医師 13 名となる。4 月 1 日から、健康牛での BSE スクリーニング検査を廃止し、検査対象は症状を呈する病畜とする。
- 平成 30 年 獣医師が 1 名減員され、所長以下 13 名（非常勤 2 名含）となり、獣医師 12 名となる。5 月 7 日から、獣医師が 1 名増員され、所長以下 14 名（非常勤

- 臨時3名含)となり、獣医師が13名となる。
- 令和2年 保健所長が食肉衛生検査所長と兼務となり、獣医師が2名減員され、所長以下14名(会計年度任用職員4名含)となり、獣医師が11名となる。
- 令和3年 機構改革に伴い、保健局から福祉健康局となり、食肉衛生検査所長は専任となる。所長以下13名(会計年度任用職員4名含)となり、獣医師が11名となる。
- 令和4年 所長以下13名(会計年度任用職員4名含)となり、獣医師が12名となる。
- 令和5年 所長以下12名(会計年度任用職員3名含)となり、獣医師が10名、薬剤師1名となる。
- 令和6年 所長以下13名(会計年度任用職員4名含)となり、獣医師が11名、薬剤師1名となる。
- 令和7年 所長以下12名(会計年度任用職員3名含)となり、獣医師が11名となる。

## 2. 組織機構 (令和7年4月現在)



## 3. 職員の構成 (令和7年4月現在)

職員数		内訳				
		総括	病理	微生物	残留物質	理化学
所長	1	1				
補佐	1	1				
係長	2			1		1
担当所長 補佐	1					1
主査	1			1		
主任	1				1	
獣医師	2			1		1
会計年度 任用職員	3			2 (獣医師)	1 (業務員)	
計	12	2		5		5

## 4. 食肉衛生検査所長への委任事務

金沢市衛生事務委任に関する規則（抜粋）

第3条 地方自治法第153条第1項の規定により、食肉衛生検査所長に委任する事項は、次のとおりとする。

(1)と畜場法に関する事項

- ア と畜場法第14条第1項から第3項までの規定による獣畜のとさつ又は解体の検査に関すること。
- イ と畜場法第14条第4項の規定による獣畜のとさつ又は解体の検査を要しないものの認定に関すること。
- ウ と畜場法第16条の規定による獣畜のとさつ又は解体の禁止その他必要な措置命令に関すること。
- エ と畜場法第17条第1項の規定によると畜場の設置者等に対する報告の徴収、と畜場の立入検査又は措置の実施状況の検査に関すること。
- オ と畜場法施行令第5条第1項第1号から第3号までの規定によると畜場外への持出しの許可に関すること。
- カ と畜場法施行令第7条の規定による獣畜のとさつ又は解体の検査の申請の受理に関すること。
- キ と畜場法施行令第9条の規定による検印の押印に関すること。

(2)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(以下この号において「法」という。)に関する事項

- ア 法第15条第1項から第5項までの規定による食鳥検査に関すること。
- イ 法第15条第7項の規定による検査方法の簡略化に関すること。
- ウ 法第16条第9項の規定による指導及び助言に関すること。
- エ 法第20条の規定による公衆衛生上の必要な措置に関すること。
- オ 法第37条第1項の規定による報告の徴収に関すること。
- カ 法第38条第1項の規定による立入検査及び取去に関すること。

(3)と畜場内における食肉等に係る食品衛生法に関する事項

- ア 食品衛生法第28条第1項の規定による報告の徴収、臨検、検査及び取去に関すること。
- イ 食品衛生法第59条の規定による食品等の廃棄又は危害除去の処置の命令に関すること。

令3年3月31日 金沢市規則第14号 一部改正)

## 5. 分掌事項

- (1)と畜場法に関する事項
- (2)と畜場内における食肉等に係る食品衛生法に関する事項
- (3)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事項
- (4)化製場等に関する法律に関する事項(犬の飼養又は収容のための施設に関する事項を除く。)

## 6. 職員の給与調整

勤務箇所	職 員	調整数
食肉衛生検査所	獣医師	2.5

職務の級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
調整基本額（円）	8,000	9,100	9,700	10,500	11,300	12,200	13,800

## 7. 諸手当

(単位：円)

初任給 調整手当	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
	50,800	47,800	44,800	41,800	38,800
	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
	35,800	32,800	29,800	26,800	23,800
	10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満
	20,300	16,800	13,300	9,800	6,300

## 8. と畜検査手数料

(単位：円)

	牛・馬	こうし こうま	豚 めん羊・山羊
普通と畜	700	350	350
病切迫畜	1,400	700	700

## 9. 事業費

### (1) 歳入

(単位：千円)

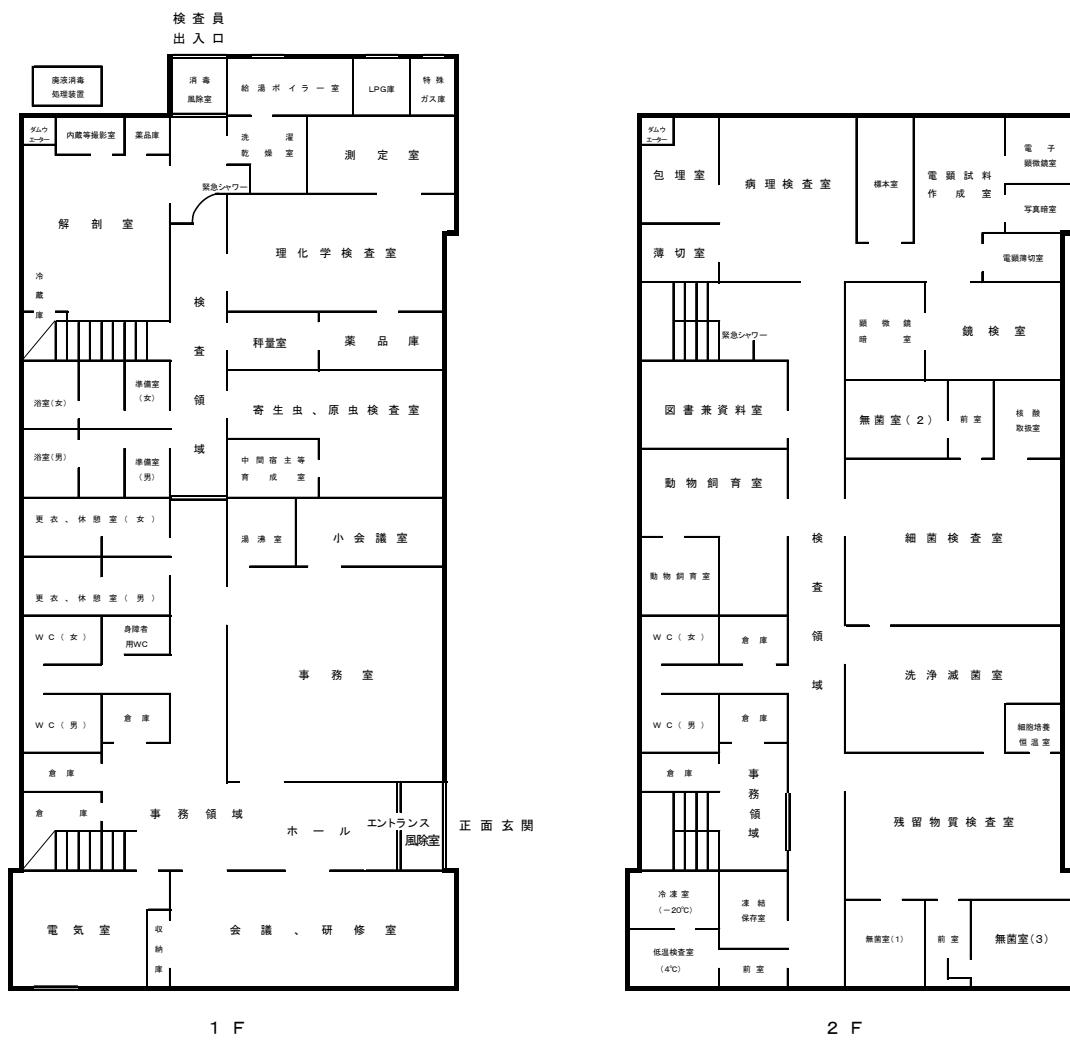
	令和6年度決算額	令和7年度予算額
と畜検査手数料	15,704	17,958

### (2) 歳出

(単位：千円)

		令和6年度当初予算額	令和7年度当初予算額
旅費	普通旅費	570	570
	特別旅費		100
需用費	消耗品費	6,800	6,800
	修繕費	9,300	460
	被服費	100	100
	燃料費	1,400	1,400
	光熱水費	7,200	7,100
役務費	通信運搬費	30	30
	電話料	100	100
	手数料等	270	270
委託料		14,488	14,432
使用料及び賃借料		38	38
備品購入費		0	4,800
負担金		2,193	2,193
工事請負費		2,500	4,600
合 計		44,989	42,993

## 10. 食肉衛生検査所の平面図



本 体 鉄 筋 コンクリート 3 階 建

床面積 1 階	804m <sup>2</sup>
2 階	768m <sup>2</sup>
3 階	145m <sup>2</sup> (機械室、省略)
計	1,717m <sup>2</sup>

## 11. 主要検査設備一覧 (令和7年4月1日現在)

	検査設備名	数量
微生物検査関係	安全キャビネット	1
	パスボックス	1
	クリーンロッカー	1
	超音波洗浄流し台	1
	純水製造装置付流し台	1
病理検査関係	ドラフトチャンバー	2
	病理用切出し台	2
	ダムウェーター	1
	ボトルキヤビネット	1
理化学検査関係	ドラフトチャンバー	1
	超音波洗浄流し台	1
	純水製造装置付流し台	1
	ボトルキヤビネット	3
寄生虫検査関係	ドラフトチャンバー	1

## 12. 主要検査備品一覧 (令和7年4月1日現在)

	備 品 名	数量		備 品 名	数量
微生物検査関係	双眼顕微鏡	1	病理検査関係	自動封入装置	1
	ドライキャビ	1		恒温器	1
	クリーンベンチ	1		バイオフリーザー	1
	プログラム低温恒温器	3		オートクレーブ	1
	恒温器	1		染色液槽セット	2
	テーブルトップ遠心機	1		プレートミキサー	1
	オートクレーブ	4		小容量グラジュエントメーカー	1
	保冷庫	3		標本作成用マイクロウェーブ装置一式	1
	バッグミキサー	2		スライドウォッシャー	1
	ウォーターバスインキュベーター	2		自動染色装置	1
	電子天秤	1		自動固定包埋装置	1
	ゲル撮影装置	1		パラフィンクリーナー	1
	トランスイルミネーター	2		ミクロトーム	2
	pHメーター	1		小型滑走式ミクロトーム	1
	マイクロ冷却遠心機	2		凍結切片作製装置一式	1
	ウェーブミキサー	1		温浴式パラフィン伸展器	1
	アルミブロック恒温槽	1		パラフィン伸展器	2
	標準分銅	1		四眼鏡筒	1
	LED照射装置	1		顕微鏡写真撮影装置	1
	リアルタイムPCR装置	1		ディスカッション顕微鏡	1
	電気泳動装置	2		蛍光顕微鏡	1
	マイクロミキサー	1		薬用冷蔵ショーケース	1
	薬用冷凍庫	1		医用写真撮影装置	1
	BM機器 卓上遠心機	1		デジタルカメラ	1
	乾熱滅菌器	1			
	全自動製氷機	1			
	オートスチル	1			
	超純水製造装置	1			
	加圧タンクキット	1			
	加圧ろ過ステンレスホルダー	1			
	小型超低温槽	1			

	備 品 名	数量
理化 学 検 査 関 係	ロータリーエバポレーター	1
	テーブルトップ遠心機	1
	ハンディーホモジナイザー	2
	分液ロート振とう機	1
	吹付式試験管濃縮装置	1
	薬用冷蔵ショーケース	1
	多連式ホットスターーラー	1
	超低温槽	1
	校正分銅内蔵精密電子天秤	1
	オートスチル	1
	迅速乾燥装置	1
	高速液体クロマトグラフ装置一式	1
	電子天秤	2
	標準文銅	1
残 留 物 質 検 査 関 係	ディープフリーザー	1
	プログラム低温恒温器	2
	保冷庫	1
	恒温器	1
	オートクレーブ	2
	分析用電子天秤	1
	高速冷却遠心機	1
	薬用冷蔵ショーケース	1
	食品検査用ホモジナイザー	1
	電子天秤	2
寄 生 虫 検 査 関 係	生物顕微鏡	1
	双眼実体顕微鏡	1
	卓上型多本架遠心機	1
	小型卓上遠心器	1
	薬用保冷庫	1

	備 品 名	数量
B S E 検 査 関 係	恒温器	1
	電子天秤	1
	マイクロ冷却遠心機	1
	アルミブロック恒温槽	2
	高压蒸気滅菌器	1
	多検体細胞破碎機	1
	マイクロプレートウォッシャー	1
	マイクロプレートリーダー	1
	薬用冷蔵ショーケース	1
	双眼顕微鏡	1
現 場 検 査 関 係	自動血球計数器	1
	スポットケム	2
	パーソナル遠心機	2
	保冷庫	3
その 他	ビデオプロジェクター	1
	ビデオデッキ	1
	公用車	1

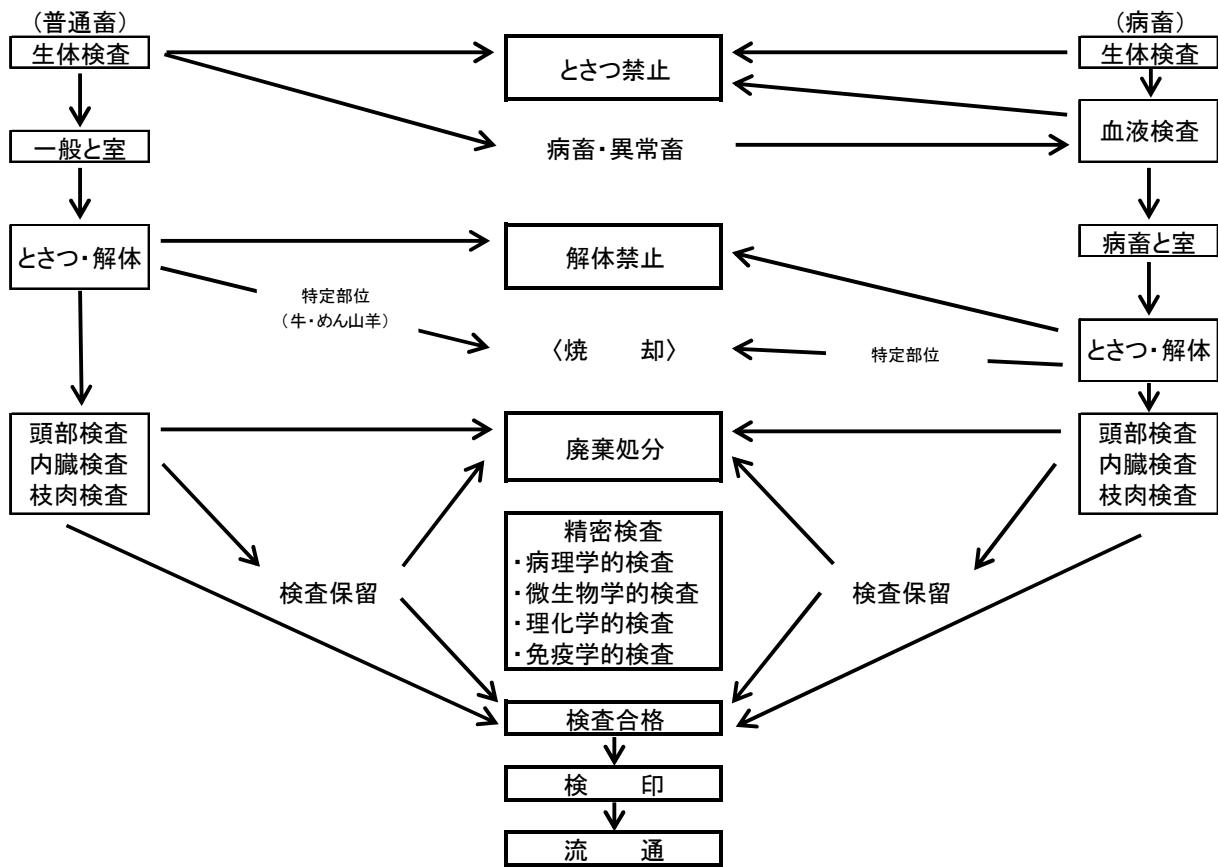
### 13. 石川県金沢食肉流通センター利用料金一覧 (令和7年1月1日現在)

(単位: 円/1頭)

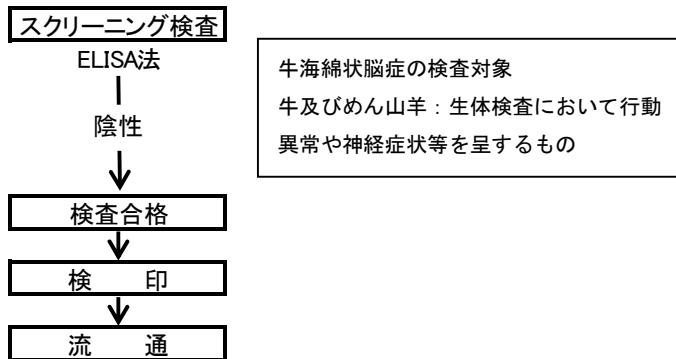
区分		とさつ 解体手数料	廃棄物 処理料	格付け業務 手数料	とさつ 解体施設 使用料	冷蔵・冷凍 保管施設 使用料	廃豚 協力金	原油高騰 協力金	枝肉全廃 手数料	
普通 と畜	牛	6,683	1,100	567	3,674	815	—	1216	16,500	
	豚	1,570	—	121	946	210	—	304	1,376	
	こうし			—						
	廃豚	1,570	—	121	946	210	1,100	304	1,376	
	めん羊	1,570	378	—	561	210	—	—	1,376	
	山羊									
病畜 と畜	牛	8,615	5,947	—	5,885	815	—	1216	16,500	
	豚	1,949	1,353		1,100	210	—	304	1,376	
	こうし									
	廃豚	1,949	1,353		1,100	210	1,100	304	1,376	
	めん羊	1,949	1,577	—	869	210	—	—	1,376	
	山羊									

## 第2章 食肉検査事業

## 1. 検査業務フローチャート



### 牛海綿状脳症の検査(牛、めん山羊)



## 2. と畜検査の概要

### (1) と畜検査頭数

と畜検査総頭数は、石川県金沢食肉流通センターに搬入され、と畜場法に基づいて、と畜検査員によりと畜検査された獣畜の総頭数を示している。

令和6年度の検査総頭数は、以下のとおりである。なお、馬及び山羊については搬入がなかった（表1）。

表1 と畜検査総頭数

年度	牛	馬	豚	こうし*	めん羊・山羊	合計
令和6	5,872	0	32,956	14	0	38,842
令和5 (参考)	6,082	0	32,789	8	5	38,884

\* こうし：1歳未満の牛

表2 月別と畜検査頭数

(単位：頭)

月	牛	豚	こうし	めん羊・山羊	合計
4	514	2,829	0	0	3,343
5	498	2,832	1	0	3,331
6	416	2,401	0	0	2,817
7	527	2,821	2	0	3,350
8	525	2,571	0	0	3,096
9	377	2,226	0	0	2,603
10	518	3,102	1	0	3,621
11	623	2,756	3	0	3,382
12	530	2,989	0	0	3,519
1	455	3,149	2	0	3,606
2	398	2,516	3	0	2,917
3	491	2,764	2	0	3,257
計	5,872	32,956	14	0	38,842

表3 過去10年間のと畜検査頭数の推移

(単位：頭)

年度	牛	豚	その他*	合計
平成27	6,271	48,768	11	55,050
〃 28	6,073	48,451	17	54,541
〃 29	5,654	46,579	22	52,255
〃 30	5,611	44,916	19	50,546
令和元	5,595	40,154	22	45,771
〃 2	5,949	35,111	9	41,069
〃 3	5,770	35,872	27	41,669
〃 4	6,143	32,831	19	38,993
〃 5	6,082	32,789	13	38,884
〃 6	5,872	32,956	14	38,842

※ その他：馬、こうし及びめん羊・山羊

表4 出荷産地別の検査頭数

(単位：頭)

出荷産地 <sup>※1</sup>	牛				豚	こうし	めん羊 山羊	合計
	和牛 <sup>※2</sup>	乳牛 <sup>※3</sup>	その他 <sup>※4</sup>	計				
北海道	0	41	1	42	0	0	0	42
岩手県	0	20	0	20	0	0	0	20
宮城県	0	3	0	3	0	0	0	3
秋田県	0	1	0	1	0	0	0	1
山形県	0	111	0	111	0	0	0	111
栃木県	4	286	166	456	0	0	0	456
群馬県	181	0	1,125	1,306	0	0	0	1,306
埼玉県	1	0	15	16	0	0	0	16
新潟県	51	97	11	159	0	0	0	159
富山県	47	135	11	193	0	5	0	198
石川県	1,183	425	88	1,696	29,401	9	0	31,106
福井県	616	108	23	747	2,079	0	0	2,826
山梨県	0	1	0	1	0	0	0	1
長野県	2	21	0	23	0	0	0	23
岐阜県	259	45	46	350	1,476	0	0	1,826
静岡県	0	17	0	17	0	0	0	17
愛知県	140	100	214	454	0	0	0	454
三重県	27	41	59	127	0	0	0	127
滋賀県	6	25	24	55	0	0	0	55
京都府	4	21	6	31	0	0	0	31
兵庫県	1	8	5	14	0	0	0	14
奈良県	14	2	1	17	0	0	0	17
和歌山県	4	7	10	21	0	0	0	21
広島県	0	8	0	8	0	0	0	8
香川県	1	3	0	4	0	0	0	4
合計	2,541	1,526	1,805	5,872	32,956	14	0	38,842

※1 出荷産地：獣畜検査申請書の産地に基づいた都道府県

※2 和牛：黒毛、褐毛、日本短角等の肉用種

※3 乳牛：主としてホルスタイン系の乳用種

※4 その他：交雑種等

## (2) と畜検査による処分状況

と畜検査は、と畜場法に基づいて実施され、検査結果によって合格、禁止又は廃棄の処分が行われる。と畜検査による処分は、生体検査時においては「とさつ禁止」、解体前においては「解体禁止」、解体後においては「全部廃棄」又は「一部廃棄」の処分を行っている。令和6年度の処分状況及び疾病は以下のとおりであった（表5）。

表5 獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したものの原因

(単位:頭)

畜種	牛			豚			こうし			めん・山羊		
検査頭数	5,872			32,956			14			0		
区分	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
処分実頭数	-	43	4,823	-	34	21,508	-	-	14	-	-	-
細菌病	炭疽	-	-	/	-	/	-	-	/	-	-	-
	豚丹毒	/	/	/	-	12	/	/	/	/	/	/
	サルモネラ病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	結核病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ブルセラ病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	破傷風	-	-	/	-	-	/	-	-	-	-	/
	放線菌病	/	-	14	/	-	/	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
ウイルス	豚コレラ	/	/	/	-	-	/	/	/	/	/	/
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原虫	トキワラズマ病	-	-	/	-	-	/	-	-	-	-	/
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄生虫	のう虫病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ジストマ病	/	-	24	/	-	/	-	-	-	-	-
	その他	-	-	2	-	-	34	-	-	-	-	-
その他の疾病	膿毒症	-	-	/	-	14	/	-	-	-	-	/
	敗血症	-	4	/	-	7	/	-	-	-	-	/
	尿毒症	-	-	/	-	-	/	-	-	-	-	/
	黄疸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水腫	-	29	243	-	-	49	-	-	1	-	-
	腫瘍	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-
	中毒諸症	-	-	/	-	-	/	-	-	-	-	/
	炎症・汚染	/	-	4,251	/	-	21,442	/	-	14	/	-
	変性・萎縮	/	-	2,439	/	-	82	/	-	2	/	-
	その他	-	10	118	-	-	275	-	-	-	-	-
	合計	0	43	7,092	0	34	21,884	0	0	17	0	0

※ 疾病の分類集計は厚生労働省が管理する食肉検査等情報処理還元システムに準ずる。

表 6 畜種別疾病状況

(単位：件)

	牛	こうし	豚	馬	めん羊	山羊
消化器系	肝臓の炎症	329		3,257		
	肝臓の変性	5		1		
	肝富脈斑	219				
	肉荳蔻肝	2		1		
	膿胞肝	2				
	退色肝	24				
	肝出血			1		
	肝炎 鋸屑肝	274				
	肝炎 肝臓瘍型	201		11		
	肝炎 肝硬変型	1		4		
	寄生虫性間質性肝炎			625		
	肝蛭	24				
	肝包膜炎	213		934		
	胆管の炎症	86				
	胆管の結石	9				
	胆嚢の炎症	1		1		
	糸状虫	1				
	その他の線虫症	1		34		
	舌の炎症	1				
	口、咽頭部の炎症	1				
	胃の腫瘍	2				
	胃の炎症	2,858	14	15		
	胃の外傷	1				
	胃潰瘍	495				
	第1胃パラケトージス	1,776	2			
	小腸の萎縮	1				
	小腸の炎症	1,579	14	1,244		
	腸気泡症			1		
	腸間膜(脂肪)の水腫	13				
	腸間膜(脂肪)の炎症	1				
	大腸の炎症	1,707	13	1,220		
	大網膜の炎症	97	2	805		
	脾臓の水腫	1				
	唾液腺の炎症	1				
	脂肪壊死症	126				
	腹膜の炎症	97		496		
合 計		10,149	45	8,650	0	0

(単位：件)

	牛	こうし	豚	馬	めん羊	山羊
循環器系	心筋の腫瘍	7				
	心筋の炎症	1				
	心筋の変性	6	2			
	心外膜の炎症	92	1,210			
	心内膜の炎症	6	13			
	心臓肥大		10			
	脾臓の炎症	7	8			
	リンパ節腫瘍		1			
	リンパ節の腫瘍	7	10			
	リンパ節の炎症		17			
合 計		126	0	1,271	0	0
呼吸器系	肺の水腫		3			
	肺の腫瘍	1				
	肺の炎症	419	2	331		
	肺炎SEP型グレード1			4,839		
	肺炎SEP型グレード2			9,995		
	肺炎SEP型グレード3			900		
	肺炎 肓瘍型	8		85		
	肺炎 ヘモフィルス型			33		
	肺炎 胸膜炎型	391	1	3,222		
	胸膜の炎症	165		3,350		
合 計		1,127	3	23,852	0	0
泌尿器・生殖器系	腎臓の腫瘍	2				
	腎臓の炎症	63		81		
	腎臓の萎縮			1		
	腎孟の炎症	2				
	腎梗塞	1		5		
	腎炎 出血型	19		6		
	腎炎 斑状病巣型	5		31		
	腎炎 肓瘍型	1		1		
	腎臓の結石	3				
	囊胞腎	3		97		
合 計		268	0	253	0	0

(単位：件)

		牛	こうし	豚	馬	めん羊	山羊
運動器系	筋肉の水腫	200	1	45			
	筋肉の腫瘍	2					
	筋肉の炎症	319	2	175			
	筋肉の変性	225		41			
	筋肉の外傷	91		1			
	筋肉膿瘍	26		165			
	骨の炎症	12		14			
	骨の奇形			2			
	脊椎膿瘍			55			
	骨折	6		20			
	脱臼	18		2			
	椎間(板)炎			31			
	尾炎(尾咬症を含む)			182			
	関節の炎症	32		79			
	関節の奇形			2			
	フレグモーネ	3					
合 計		934	3	814	0	0	0
皮膚・内分泌系・神経系	皮膚の変性	3		3			
	皮下織の水腫	75		2			
	皮下織の腫瘍	1		1			
	皮下織の炎症	531		632			
	皮下織の変性	38		26			
	皮下織の外傷			1			
	皮下織の萎縮			1			
	臍帶の炎症			3			
合 計		648	0	669	0	0	0
その他	抗酸菌症			1			
	放線菌病	14					
	メラニン沈着	1					
	リポフスチン沈着	40					
	ビリルビン沈着(黄疸)	1		1			
	メラノーマ			1			
	直腸脱			12			
	鎖肛			17			
横隔膜以外のヘルニア				102			
合 計		56	0	134	0	0	0

## (3) 病畜・保留畜の検査頭数及び検査状況

病畜とは、生体検査時にと畜検査員が普通畜解体室での処理が不適切と判断した獸畜や、生産農家で骨折、脱臼等の理由により起立不能となり搬入された獸畜をいう。牛の月別病畜検査頭数は以下のとおりであった（表7）。なお、牛以外の畜種では該当がなかった。

表7 月別の病畜検査頭数（表2 月別検査頭数に含まれる）

(単位：頭)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
牛	7	8	4	9	14	9	8	2	3	5	1	8	78

保留畜とは、解体後検査時にと畜場法施行規則に掲げられた疾病を疑い、検査保留処分とした獣畜である。検査保留となった獣畜から診断のための検査材料を採取し、精密検査（病理学的検査、理化学的検査、微生物学的検査及び免疫学的検査）を行っている（表8）。

表8 保留畜の検査頭数及び精密検査件数

(単位：件)

畜種	検査項目	検査頭数 (頭)	精密検査					小計
			病理学的 検査	理化学的 検査	微生物学的 検査	免疫学的 検査		
牛	膿毒症	6	6	0	0	0	0	6
	敗血症	5	5	0	30	0	0	35
	尿毒症	0	0	0	0	0	0	0
	黄疸	0	0	0	0	0	0	0
	水腫	31	31	0	0	0	0	31
	腫瘍	2	20	0	0	0	0	20
	牛伝染性リンパ腫	11	98	0	11	0	0	109
	炎症	13	13	0	0	0	0	13
	牛海綿状脳症	2	0	0	0	0	2	2
小計		70	173	0	41	2	216	
豚	豚丹毒	30	30	0	42	0	0	72
	膿毒症	14	14	0	0	0	0	14
	敗血症	12	12	0	72	0	0	84
	尿毒症	0	0	0	0	0	0	0
	黄疸	0	0	0	0	0	0	0
	水腫	0	0	0	0	0	0	0
	腫瘍	1	8	0	0	0	0	8
	白血病	0	0	0	0	0	0	0
小計		57	64	0	114	0	0	178
合計		127	237	0	155	2	394	

と畜検査員が必要と判断した獣畜（病畜及び保留畜を含む）について、血液検査を行っている（表9）。

表9 牛・豚の血液検査件数

(単位：頭)

検査頭数	内訳（延べ頭数）		
	直接鏡検	血液一般※1	生化学※2
牛	88	88	87
豚	2	2	0

※1 血液一般：白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値等8項目

※2 生 化 学：グルコース値、総コレステロール値、血液尿素窒素値等6項目

関節炎型豚丹毒を疑う検査保留の際は、スクリーニング検査として、膝関節液のグルコース値を測定する（表10）。グルコース値が40mg/dl未満の場合には、検査保留を継続して豚丹毒菌の検出による精密検査を行う。

表10 豚の膝関節液グルコース値検査数

(単位：頭)

検査頭数	Glu 40mg/dl未満
豚	12

#### （4）調査及び研究のための試験検査状況

通常のと畜検査以外にも、食肉の安全・安心につなげるため、調査研究を継続して行っている（表11）。

表11 調査及び研究のための試験検査数

(単位：件)

区分	総 数	検査検体数		
		病理学的検査	理化学的検査	微生物学的検査
畜種	牛	49	1	0
	豚	19	0	0
合計		68	1	0
				67

##### 1) 病理学的検査

- ・異常牛肉検査依頼

1 検体

##### 2) 微生物的検査

- ・異常牛肉検査依頼 1 検体
- ・牛肝臓のカンピロバクター検査 44 検体
- ・敗血症等原因菌の同定検査 牛 3 件、豚 19 件

## (5) 伝達性海綿状脳症に関する対応

### 1) 伝達性海綿状脳症スクリーニング検査状況

平成 13 年 10 月 18 日から全ての牛を対象とした検査が全国一斉に実施されてきたが、平成 29 年 4 月の厚生労働省関係牛海綿状脳症特別措置法施行規則の改正により、健康牛の検査が廃止された。令和 6 年 4 月から、伝達性海綿状脳症検査実施要領（令和 6 年 2 月 14 日最終改正）に基づき、月齢を問わず、生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛について、検査を行うこととしている。

表 12 牛伝達性海綿状脳症スクリーニング検査頭数

(単位：頭)

年度	検査頭数	陽性頭数
令和 6	2	0
令和 5 (参考)	7	0

めん羊・山羊に対するスクリーニング検査については、生体検査において異常行動や運動失調等の症状を呈するものが検査の対象であるが、令和 6 年度は対象となるめん羊・山羊はなかった。

### 2) 特定部位の除去及び廃棄の確認

と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則において、牛の特定部位は扁桃及び回腸の一部並びに 30 か月齢を超える牛の頭部（舌、頬肉及び皮を除く）及び脊髄と規定されている。また、めん羊及び山羊については、脾臓及び回腸並びに 12 カ月齢を超えるめん羊及び山羊の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄と規定されている。

石川県金沢食肉流通センターでは、月齢に関わらずすべての牛、めん羊及び山羊の特定部位をと畜解体作業や内臓仕分けの工程で除去・廃棄し、(一社) 石川県金沢食肉公社（以下、「と畜場管理者」という。）が指定事業者へ委託し焼却している。と畜検査員は、と畜解体作業中の除去及び廃棄と焼却処理マニュフェストの確認を行っている。

### 3. 食品衛生関係

#### (1) 残留有害物質検査

金沢市食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生法第 28 条第 1 項に規定する収去検査を実施し、食肉に残留有害物質が基準値を超えて残留していないか検査している。(表 13、14)。検査項目により試験法は次のように異なる。

##### ・抗生物質

平成 6 年 7 月 1 日付け衛乳第 107 号「畜水産食品中の残留抗菌性物質簡易検査法」

##### ・抗生物質、合成抗菌剤及び駆虫薬

平成 17 年 1 月 24 日付食安発第 012300 号「食品に残留する農薬、飼料添加剤又は動物用医薬品の成分である物質の検査法」

表 13 残留有害物質モニタリング検査（簡易検査法）

(単位：頭 ( )内は検体数)

	動物用医薬品名	牛	豚	計
抗生物質	ペニシリン系、アミノグリコシド系、テトラサイクリン系、マクロライド系	55(110)	85 (170)	140(280)

筋肉及び腎臓を検体としている。令和 6 年度は、陽性となった検体はなかった。

表 14 残留有害物質モニタリング検査（高速液体クロマトグラフィ）

(単位：頭 ( )内は検体数)

	動物用医薬品名	牛	豚	計
抗生物質	アンピシリン	4(4)	12(12)	16(16)
合成抗菌剤	スルファジミジン	4(4)	12(12)	16(16)
	フルオロキノロン系 <sup>※1</sup>	0	18(18)	18(18)
駆虫剤	イベルメクチン系 <sup>※2</sup>	0	14(14)	14(14)
	レバミゾール	0	6(6)	6(6)
合 計		8(8)	62(62)	70(70)

筋肉を検体としている。令和 6 年度は、基準値を超過した検体はなかった。

※1 エンロフロキサシン、シプロフロキサシン、マルボフロキサシン及びオルビプロキサシン

※2 イベルメクチン及びドラメクチン

投薬歴の申告がある等、動物用医薬品等の残留の可能性が疑われる獣畜について、食肉に残留有害物質が基準値を超えて残留していないか検査を実施している（表 15）。

表 15 残留有害物質サーベイランス検査（簡易検査法）

単位：頭（ ）内は検体数

	動物用医薬品名	牛	豚	計
抗生物質	ペニシリン系、アミノグリコシド系、テトラサイクリン系、マクロライド系	18(36)	15(30)	33(66)

筋肉及び腎臓を検体としている。令和6年度は、陽性となった検体はなかった。

## (2) 外部検証

令和2年5月28日付け生食発0528第1号「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」に基づき、「石川県金沢食肉流通センターの外部検証実施計画（令和5年4月1日改訂）に沿って、と畜場管理者が実施している衛生管理に対する外部検証を実施している。

石川県金沢食肉流通センターでのと畜解体作業が衛生的に行われていることの確認（現場検査）を、稼働日は毎日実施するとともに、衛生管理に関する記録の確認（記録検査）を月1回行っている。また、毎月、牛、豚で各5頭、病畜で1頭、枝肉表面の頸部25cm<sup>2</sup>を切除法により採取し、微生物学的検査を行い、結果を石川県金沢食肉流通センターへ通知するとともに基準を超過した場合は適切に指導している（表16）。

表 16 「石川県金沢食肉流通センターの外部検証実施計画\*」に基づく検証

(単位：頭)

畜種	検査頭数	検査項目	
		一般細菌数 <sup>*1</sup>	腸内細菌科菌群数 <sup>*2</sup>
牛	60	60(0)	60(0)
豚	60	60(0)	60(1)
牛病畜	12	12(0)	12(0)
合計	132	132(0)	132(1)

\* 食肉衛生検査所策定

目標値：※1 前年度の平均値±3SDを超えないこと

※2 検出されないこと

（ ）内は目標値超過件数

表 17 「と畜場におけるとさつ・解体処理の衛生管理計画\*\*」に基づく検証

石川県金沢食肉流通センターが製品説明書で規定する枝肉の微生物基準値の検証について、枝肉の外部検証時と同じ枝肉をふき取り、牛では腸管出血性大腸菌、豚ではサルモネラ属菌の検査を実施している。

(単位：頭)

畜種	検査頭数	検査項目	
		腸管出血性大腸菌	サルモネラ属菌
牛	60	60(0)	—
豚	60	—	60(0)
牛病畜	12	12(0)	—
合計	132	72(0)	60(0)

\*\* 一般社団法人石川県金沢食肉公社策定

基準：腸管出血性大腸菌及びサルモネラ属菌が検出されないこと

（ ）内は検出件数

## 4. 衛生対策関係

### 1) 衛生講習会

- 令和6年5月 「HACCPについて」：と畜場管理者新任職員  
令和6年10月 「従業員の健康管理確認の見直し」：内臓処理業者  
令和6年10月 「腸内容物による枝肉汚染部位のトリミング等について」：解体作業者  
令和6年10月 「一般衛生管理について」：と畜場管理者新任職員  
令和7年2月 「一般衛生管理について」  
「大動物解体処理標準作業書」：解体作業者新任職員

### 2) 監視業務（監視数）

- 食肉処理施設（併設する部分肉処理施設及び内臓処理施設）（2回）  
化製場（含む準用施設）（4回）  
動物の飼養収容施設（2回）

### 3) 令和6年11月 食肉運搬車両拭取り検査

牛、豚枝及び副生物（内臓、豚足）をと畜場から出荷、運搬する車両16台を対象に、  
一般細菌数及び腸内細菌科菌群数検査を実施

### 4) 令和6年6月 解体処理室拭取り検査

小動物解体処理室23カ所、大動物解体処理室32カ所及び病畜解体処理室24カ所について、  
一般細菌数及び腸内細菌科菌群数検査を実施

### 5) その他

- 令和6年8月、11月 ボーンティント対策会議（2回）  
同 11月 異常牛肉依頼検査実施マニュアルの改訂

## 5. 食肉検査結果のフィードバック事業

と畜検査の情報還元（フィードバック）は、全国の食肉衛生検査機関で実施されており、当食肉衛生検査所でも、平成9年度から豚のと畜検査結果に関する情報還元を行っている。疾病等の情報は、豚生産者へ個別に通知するほか、家畜保健衛生所へも提供しており、生産者毎の家畜の疾病動向の監視・指導に利用されている。令和6年度は、県内の豚生産者12農家、福井県の豚生産者1農家及び石川県南部家畜保健衛生所に情報還元を行った（図1）。

発食検号外 令和年月日						
<b>出荷豚疾病状況通知書</b>						
様						
金沢市食肉衛生検査所長						
あなたの出荷した豚の令和 年 月の検査結果は、以下のとおりです。 この結果を、飼養管理の一助としてご利用ください。						
<b>● 今月のコメント</b>						
出荷頭数	全 部 廃棄頭数					
豚丹毒	臓毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
<b>● 一部廃棄疾病率(延べ百分率)</b>						
注) 下段(網掛け部)は、令和 年 月 の全体平均						
肝臓	肝白斑症	肝炎	肝包膜炎	変性肝		
	.....	.....	.....	.....	※ 太字は全体平均を超過した疾病	
肺	MPS	Aハチルス	肺臓癌	他の肺炎	胸膜炎	
	.....	.....	.....	.....	.....	
その他	心外膜炎	大腸炎	小腸炎	腹膜炎	関節炎	抗酸菌症
	.....	.....	.....	.....	.....	.....
  ※ 疾病予防および飼養管理については、 最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。 石川県北部家畜保健衛生所 TEL (076) 68-3636 石川県南部家畜保健衛生所 TEL (076) 257-1262						
検査担当: 金沢市食肉衛生検査所 〒920-3101 金沢市才田町戊370-2 TEL (076) 257-1402 FAX (076) 257-2083 E-Mail syokuniku@city.kanazawa.lg.jp						

図1. 出荷豚疾病状況通知書

## 第3章 調査及び研究

## 1. 研修会一覧

令和6年度 保健所研究発表会 日時：令和6年7月29日 場所：金沢市保健所	①食肉衛生検査所の業務について（小西世津香） ②牛の肩に認められた腫瘍について（梶 義則）
全国食肉衛生検査所協議会東海・北陸ブロック研修会 日時：令和6年10月18日 場所：浜松市	①イベルメクチン系2剤の迅速検査法の検討（梅 浩之） ②中核市等における獣医師職員の採用、配置等に関するアンケート調査について（梅 浩之）
第51回 北陸公衆衛生学会 日時：令和6年11月12日 場所：福井市	牛の肩甲骨周囲に認められた腫瘍について（梶 義則）
令和6年度 食肉及び食鳥肉衛生研究発表会 日時：令和7年1月23日 場所：東京都	イベルメクチン系2剤の迅速検査法の検討（梅 浩之）

## 金沢市食肉衛生検査所 所在地

〒920-3101

石川県金沢市才田町戊 370-2

TEL : (076) 257-1402

FAX : (076) 257-2083

E-mail : [syokuniku@city.kanazawa.lg.jp](mailto:syokuniku@city.kanazawa.lg.jp)

